

管理に係わる重要事項調査依頼書

当社は、宅地建物取引業法第35条第1項第6号、同法施工規則第16条の2及び第16条4の3等により、下記物件の管理に係わる重要事項について貴社に調査を依頼します。なお、調査・発行等に必要費用はお支払いいたします。なお、知り得た情報や調査報告書等の資料については、下記物件の賃貸・売却取引以外に使用致しません。

調査依頼年月日	西暦	年	月	日
宅地建物取引業者	会社名等			
	郵便番号	〒		
	所在地			
	免許番号	国土交通大臣( )第 号 知事( )第 号		
	連絡先	TEL:	FAX:	
担当者	氏名	印		

物件名称	住戸番号	棟	号室
所在地			
依頼主			

1. 管理に係わる重要事項調査報告書			※費用は全て税込
定型調査依頼項目	<input type="checkbox"/> 売買	<input type="checkbox"/> 賃貸	
① 管理体制関係	○	×	11,000円
② 共用部分関係	○	○	
③ 依頼主管理費等関係	○	△	
④ 管理組合収支関係	○	×	
⑤ 専有部分使用規制関係	○	○	
⑥ アスベストの使用調査の内容	○	○	
⑦ 耐震診断の内容	○	○	
⑧ 大規模修繕計画関係	○	×	
⑨ 管理事務所関係	○	○	
⑩ 自治会・町内会等の内容	○	○	
⑪ その他	○	○	
※売買、賃貸のどちらか必要なものにチェックしてください。 ※○は調査・回答対象、△は一部対象外、×は対象外項目となります。			

2. その他の資料		※追加して必要なものにはチェックを入れてください	↓
① 管理規約集(製本)	※ご用意できない場合があります。	<input type="checkbox"/>	5,500円
② 管理規約集(写)		<input type="checkbox"/>	3,300円
③ 販売時パンフレット(製本)	※ご用意できない場合があります。	<input type="checkbox"/>	5,500円
④ 販売時パンフレット(写)	※ご用意できない場合があります。	<input type="checkbox"/>	2,750円
⑤ 長期修繕計画(写)		<input type="checkbox"/>	2,200円
⑥ 検査済証(写)	※ご用意できない場合があります。	<input type="checkbox"/>	1,100円
⑦ 総会議案書/議事録(写) ※1期あたり		<input type="checkbox"/>	1,100円
⑧ 理事会議事録(写) ※1期あたり		<input type="checkbox"/>	2,200円
<b>総合計(確定金額は、追ってお伝え致します)</b>			円

【調査依頼に関する注意事項】

- 依頼者から正式な依頼を受けている旨の確認及び入金確認後に、調査報告書を交付致します。  
 ※後日お渡し致します「管理に係わる重要事項調査報告書」の請求書記載金額を指定口座へお振込み頂き、振込明細等の写しを弊社宛にFAXしてください。  
 ※あわせて、依頼内容の確認資料として、媒介契約書または委任状等もFAXしてください。  
 ※振込手数料は御社にてご負担ください。
- 報告書は、弊社指定書式となります。貴社指定書式では回答いたしかねますのでご了承願います。
- 調査報告書は、手渡しまたは郵送とさせていただきます。FAXでの送付は致しません。
- 受付時間は、月曜日～金曜日 9:00～17:30(定休日:土、日、祝)です。
- 調査依頼を頂いてから報告書交付まで、5営業日程度の時間を要します。また、郵送の場合は郵送日数が加算されますので、あらかじめご了承願います。
- 専有部分の使用状況、本物件における事件・事故並びに居住者間トラブル、プライバシーに関する事項等については、管理受託外の事項につき回答致しかねます。

